

# 長野市排水設備指定工事店処分事務処理要綱

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、長野市排水設備指定工事店規程（平成10年長野市公営企業管理規程第4号。以下「工事店規程」という。）第11条の規定により、長野市排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）に対して、指定の取消し又は指定の停止（以下「処分」という。）をしようとする場合について必要な事項を定めるものとする。

## (処分基準)

**第2条** 前条の処分は、別表の処分基準に定めるところによるものとする。

## (報告)

**第3条** 営業課長は、指定工事店が工事店規程第11条の規定に該当すると認めたときは、報告書を作成し、上下水道局長に提出するものとする。

2 営業課長は、前項の報告を行うにあたって、当該関係者から顛末書の提出を求めることができる。

## (長野市排水設備指定工事店審査委員会の開催)

**第4条** 上下水道局長は、前条の報告を受けたときは、直ちに長野市排水設備指定工事店審査委員会規程（平成10年長野市公営企業管理規程第5号）に規定する長野市排水設備指定工事店審査委員会（以下「委員会」という。）を開催するものとする。

## (処分原案等の決定)

**第5条** 委員会は、処分が相当と認めたときは、処分原案を決定するものとする。

2 委員会において、処分するまでに至らないと決定した場合、上下水道局長は文書により注意をするなど当該指定工事店に対する指導を行うものとする。

## (事前手続き)

**第6条** 上下水道局長は、委員会で決定された処分原案に基づき、長野市行政手続条例（平成7年長野市条例第41号）に従い、次の各号に定める手続きを行うものとする。

- (1) 指定の取消しの場合            聴聞
- (2) 指定の停止の場合            弁明の機会の付与

2 前項第1号の手続きは、長野市上下水道局聴聞規程（平成7年長野市水道局管理規程第6号）によるものとする。

## (処分原案の再検討)

**第7条** 前条の聴聞又は弁明の結果、新たな事実が判明したことにより処分の内

容を再検討する必要があると認めた場合、上下水道局長は委員会を開催するものとする。

**(処分の決定)**

**第8条** 長野市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、第6条の手続きによる主宰者の意見又は前条に規定する委員会の検討結果等を考慮し、処分を決定するものとする。

**(処分の通知等)**

**第9条** 営業課長は、決定された処分について、処分を受ける指定工事店に速やかに通知するとともに、工事店規程第12条第1項の規定により公示するものとする。

**(補則)**

**第10条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**（平成16年4月1日）から

**附 則**（令和元年4月1日）まで略

**附 則**

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

排水設備指定工事店の違反行為に係る処分基準

| 違反項目     | 根拠条文             | 関係法令条文                                                     | 違反内容                                                                | 処分内容                    |
|----------|------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 不正申請     | 工事店規程<br>第11条第1号 |                                                            | 1. 不正な手段により指定工事店の指定を受けたとき                                           | 指定取消し                   |
| 指定要件違反   | 第11条第2号          | 工事店規程<br>第4条第1号                                            | 1. 管理者が排水設備の施行に必要であると認める設備及び器材を有しなくなったとき。                           | 指定取消し                   |
|          |                  | 第2号                                                        | 2. 市の排水区域について排水設備工事を行う営業所を長野県内に置かなくなったとき。                           | 指定取消し                   |
|          |                  | 第3号                                                        | 3. 営業所ごとに選任の責任技術者が欠けたとき。                                            | 指定取消し                   |
|          |                  | 第4号ア                                                       | 4. 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったとき。 | 指定取消し                   |
|          |                  | 第4号イ                                                       | 5. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき。                                           | 指定取消し                   |
| 工事の施行等違反 | 第11条第3号          | 公共下水道条例<br>第8条第2項<br>農集排条例<br>第7条第2項<br>戸別浄化槽条例<br>第11条第2項 | 1. 管理者の確認を受けず、排水設備の新設等の工事を施行したとき。                                   | 指定取消し<br>又は<br>指定停止6月以下 |

**(長野市排水設備指定工事店処分事務処理要綱)**

| 違反項目         | 根拠条文    | 関係法令条文                 | 違反内容                                                                        | 処分内容                    |
|--------------|---------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 責務及び遵守事項違反   | 第11条第4号 | 工事店規程<br>第7条第2項<br>第3号 | 1. 排水設備工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。                                   | 指定取消し<br>又は<br>指定停止6月以下 |
|              |         | 第4号                    | 2. 指定工事店としての名義を他の工事業者等に貸与したとき。                                              | 指定取消し<br>又は<br>指定停止6月以下 |
|              |         | 第5号                    | 3. 排水設備工事を担当する者として指名した責任技術者の監督管理の下において施行しなかったとき。                            | 指定取消し<br>又は<br>指定停止6月以下 |
| 工事施行に関する義務違反 | 第11条第5号 | 工事店規程<br>第8条           | 1. 管理者が当該工事を施行した指定工事店に対し、責任技術者を排水設備の検査に立ち会わせることを求めた場合において、正当な理由なくこれに応じないとき。 | 指定取消し<br>又は<br>指定停止6月以下 |
|              | 第6号     | 第9条                    | 2. 管理者が当該工事を施行した指定工事店に対し、排水設備工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めに対し、虚偽の報告又は資料の提出をしたとき。     | 指定取消し<br>又は<br>指定停止6月以下 |
| 届出義務違反       | 第11条第7号 | 工事店規程<br>第10条第1項       | 1. 事業所の名称及び所在地等の異動届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。                                    | 指定取消し<br>又は<br>指定停止6月以下 |

(長野市排水設備指定工事店処分事務処理要綱)

| 違反項目       | 根拠条文    | 関係法令条文                                                                      | 違反内容                                                                     | 処分内容 |
|------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------|
| 不正又は不誠実な行為 | 第11条第8号 | <p>工事店規程<br/>第7条第2項<br/>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第6号</p> <p>第7号</p> <p>第8号</p> | 1. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。                                                 |      |
|            |         |                                                                             | ①排水設備工事の申込を受けたとき、正当な理由なくこれを拒んだとき。                                        | 文書注意 |
|            |         |                                                                             | ②排水設備工事の契約に際して、工事の費用、工事の期間その他の必要な事項を明確に示さなかったとき。                         | 文書注意 |
|            |         |                                                                             | ③排水設備の完成後1年以内に生じた故障等について、天災地変又は使用者の責めに帰すべき事由によるものでない限り無償で修繕するよう努めなかったとき。 | 文書注意 |
|            |         |                                                                             | ④長野市上下水道局との緊密な連絡体制を維持するよう努めなかったとき。                                       | 文書注意 |
|            |         |                                                                             | ⑤排水設備工事に従事させる従業員等の知識及び技能の向上に努めなかったとき。                                    | 文書注意 |

(長野市排水設備指定工事店処分事務処理要綱)

| 違反項目 | 根拠条文 | 関係法令条文 | 違反内容                                                 | 処分内容       |
|------|------|--------|------------------------------------------------------|------------|
|      |      | 第9号    | ⑥災害等緊急時に排水設備の復旧に関し管理者からの要請があったときに、これに協力するよう努めなかったとき。 | 文書注意       |
|      |      |        | ⑦施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。                            | 指定停止 3 月以下 |
|      |      |        | ⑧施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。                   | 指定停止 6 月以下 |
|      |      |        | ⑨文書注意に従わないとき。                                        | 文書警告       |
|      |      |        | ⑩文書警告に従わないとき。                                        | 指定停止 3 月以下 |
|      |      |        | ⑪その他の違反行為                                            | 指定停止 6 月以下 |

注 公共下水道条例：長野市公共下水道条例（昭和41年長野市条例第122号）  
 農集排水条例：長野市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成6年長野市条例第36号）  
 戸別浄化槽条例：長野市戸別浄化槽の管理に関する条例（平成16年長野市条例第100号）